(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁並びに三好市役所及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県三好市三野町太刀野山字谷二八三四
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県三好市三野町太刀野山字奥四七七五の二、西祖谷山村小祖谷三五二から三五四まで、三七二の二、三七二の三、三七七から三八〇まで、三八一の一、三八一の二（次の図に示す部分に限る。）、三八一の三、三九三、三九四、三九五の一、三九五の二、三九六、三九七、三九八の一・三九八の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三九九、四〇〇の一、四〇〇の二、四〇一、四〇三、四〇四、四〇五の一、四〇五の二、四三五、四七五の三、四九二の三、四九三の一、四九三の二、四九四、四九五の一、四九五の二、四九七の六、四九九の二、四九九の三
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県三好市三野町加茂野宮字旧野山二一六〇の一一
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第四百五十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更の認可をしたので、第七十一条の三第十五項において準用する同条十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年五月十日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構
二　事業施行期間　平成十七年六月二十四日から平成三十年三月三十一日まで
三　施行地区　大阪府大阪市北区大深町、芝田二丁目及び梅田三丁目の各一部
四　土地区画整理事業の名称　大阪都市計画事業大阪駅北大深東地区土地区画整理事業
五　事務所の所在地　大阪府大阪市北区梅田二丁目二番二十二号　独立行政法人都市再生機構西日本支社大阪駅北都市整備事務所
六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十七年六月二十四日
七　施行規程及び事業計画の変更認可の年月日　平成二十三年五月十日

○国土交通省告示第四百五十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、福岡都市計画事業香椎副都心土地区画整理事業の事業計画の変更について、その関係図書を次のように縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年五月十日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　縦覧開始の日　平成二十三年五月十一日（縦覧期間二週間）
二　縦覧場所　福岡県福岡市東区千早六丁目二番二号　独立行政法人都市再生機構福岡都市整備事務所
三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第四百六十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年五月十日

国土交通大臣　大畠　章宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　宇連川第三一支川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷

愛知県新城市富栄
字中ノ谷下　三番から五番まで
五番一
六番から八番まで
八番一
九番
九番一
一〇番から一三番まで
一三番一
一四番から一九番まで
二〇番一
二〇番二
二一番から二四番まで
二五番一
二五番二
二六番から三二番まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛知県新城市富栄
字上貝津　三四番地先道路敷　一号及び七号
三七番　二号及び六号
一二番　五号
字中ノ谷下　三二番　三号
四番　四号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　矢作川第七九支川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛知県豊田市簗平町
岩倉　二三一番四　一号
二三五番一　二号
五二一番　四号
宮ノ洞　五〇七番　三号
五一二番　九号
五一一番　十号
五〇六番　十一号
庵ノ入　五二四番一　五号
井戸入　二三九番　六号
五一四番　七号
五一三番　八号
胡麻草　五〇四番　十二号
二四八番　十三号及び十四号
二五六番一　十五号
二五六番五　十六号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　林沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地
愛知県豊田市東大島町ハチガタワ
一八番六
二一番一
二一番九及び二一番一一
二二番
二三番一及び二三番二
二四番一
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛知県豊田市東大島町ハチガタワ
二一番九　一号及び四号
一八番一　二号及び三号